

## 平成30年度第2次補正 事業承継補助金

## 公募要領に係る訂正

平成30年度第2次補正事業承継補助金の公募要領について、下記のように誤植などの訂正及び内容の改訂をする。補助金事務局は、最新版の公募要領を正しいものとして、2019年4月12日以降取り扱うため、申請者及び申請をご検討されている事業者の皆さまにおかれては、訂正内容をよくご確認頂きたい。

## 平成30年度第2次補正 事業承継補助金 公募要領訂正に係る正誤表

2019年3月版	2019年4月版
4・9・19・22・27 ページ ・「認定特定創業支援事業」 ・「特定創業支援事業」 ・「認定連携創業支援事業者」	・「認定特定創業支援 <u>等</u> 事業」 ・「特定創業支援 <u>等</u> 事業」 ・「認定連携創業支援 <u>等</u> 事業者」
19 ページ 「5.添付資料」	「5. <u>承継に関する書類</u> 」
24 ページ 参照先の (25 ページ 17.その他・・・)	( <u>26</u> ページ <u>18</u> .その他・・・)
	27 ページ ・(6)個人情報の管理の3個目の・の説明の「交付決定後 後の事務連絡・・・」の衍字の後を削除
30 ページ 参照先の「15 ページ」	「13 ページ」に修正 (3ヶ所)
32 ページ ・人件費の対象となる経費の出向者の説明の「外注費の対 象」 ・人件費の対象とならない経費の使用人兼務役員の説明 の「・・・区分けされて場合は・・・」	・「委託費の対象」 ・「・・・区分けされて <u>いる</u> 場合は・・・」
	34 ページ ・設備費の対象となる経費の説明の FAX 機後に「複合 機」を追加
35 ページ ・設備の注意事項の5個目の・の説明の「取得財産等管理 明細表 (様式第11)」	・「取得財産等管理明細表 (指定様式)」

<p>38 ページ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・知的財産権等関連経費の対象となる経費の商標権の説明の「退社側」</li> <li>・知的財産権等関連経費の注意事項の3個目の・の説明の「産業財産権等取得等届出書（様式第15）」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「他者側」</li> <li>・「産業財産権等取得等届出書（指定様式）」</li> <li>・謝金の対象となる経費の※説明の「Ⅲ.委託費」の「Ⅲ.」を削除</li> <li>・謝金の注意事項の源泉徴収の説明の「(補助事業者)において・・・」の「)」を削除</li> </ul>
	<p>39 ページ</p> <p>旅費の対象とならない経費の一部の説明の「I.人件費」の「I.」を削除</p>
<p>39～40 ページ</p> <p>旅費の対象とならない経費の一部の説明と補足説明の「プレミアムシート」</p>	<p>「プレミアムシート」</p>
<p>42 ページ</p> <p>会場借料費の注意事項の説明の「借りた会場での広報イベント等で用いるパンフレット等の印刷や外部人材の費用などは広報費外注費で計上してください。」</p>	<p>「借りた会場での広報イベント等で用いるパンフレット等の印刷や外部人材の費用などは<b>該当する</b>広報費<b>又は外注費</b>で計上してください。」</p>
<p>43 ページ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託費の補足説明の「事業の全部または一部づつに・・・」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「事業の全部または一部<b>づつ</b>に・・・」</li> <li>・委託費の対象とならない経費の契約形態の説明の「(1) 外注費」の・・・の「(11)」を削除</li> </ul>
<p>44 ページ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・解体・処分費の対象となる経費の説明の「※解体及び処分、支払が補助事業期間中に完了すること。」</li> <li>・原状回復費の対象とならない経費の一部の説明の「現状回復」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「※解体・<u>処分</u><b>及び</b>支払が補助事業期間中に完了すること。」</li> <li>・「原状回復」</li> </ul>
	<p>45 ページ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原状回復費の枠の中の最終行にある「・」を削除</li> <li>・その他の費用の対象とならない経費の説明に「・自己消費・利益相反の取引による経費」を追加</li> </ul>
<p>46 ページ</p> <p>点線枠内の基本的な証拠書類の③の※説明の「解体及び処分費」</p>	<p>「解体・<u>処分</u>費」</p>
	<p>49 ページ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・⑦写真の3個目の・の説明の「補助対象経費総括表（様式第6別紙2）「(4)交付決定額の算出に用いた経費」で購入したものについて、」を削除</li> <li>・⑦写真の説明の最後の・を行頭揃え</li> </ul>